

国官参事第752号
令和3年1月22日

スカイマーク株式会社
安全統括管理者
増川 則行 殿

国土交通省航空局安全部長
川上 光男

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)**

令和2年12月21日、SKY521便（東京国際空港発 那覇空港着）において、副操縦士が乗務中、操縦室内から機外風景の写真を撮影し、その後ソーシャルネットワークワーキングサービスに当該写真を掲載していた旨、令和3年1月8日に貴社から航空局に報告があった。

これは、

- ・副操縦士が操縦室内で写真撮影を行った行為について、航空法第71条の2の操縦者の見張り義務及び航空法第104条第1項に基づき認可された貴社の運航規程において操縦者が外部監視を行う旨を定めた規定に違反
- ・機長が写真撮影を容認していると認識されかねない発言を行い、かつ、副操縦士が写真撮影を行っている事実に気づかなかったことについて、運航規程において機長が当該航空機に乗務する他の乗務員を指揮監督する旨を定めた規定に違反

するものであり、航空法第119条第2号に該当するものである。

また、貴社においては平成22年に操縦室内での写真撮影をはじめとした各種の不適切な事項が発生し、業務改善勧告を受けていたところ、当該乗員が当該事案を認識していたにもかかわらず本事案を発生させたことは、社員に対するコンプライアンス遵守の意識付けの徹底が不足しており、教育等に係る社内安全管理体制が不十分であったと言わざるを得ない。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、令和3年2月5日までに文書にて報告されたい。

以上